

学生等本人の進学に伴う離職により世帯年収の減少が見込まれる 場合の給付奨学金に関する特例措置について

(2025年度大学等在学採用(家計急変採用を含む。))で給付奨学金を申し込まれる方

独立行政法人日本学生支援機構

給付奨学金の収入基準については、学生等本人及び生計維持者の住民税情報により判定を行います。

その際、給付奨学金の支援区分を認定するための支給額算定基準額は、市町村民税の所得割の課税標準額等をもとに算定しますが、学生等本人が確認大学等(給付奨学金の支給を受けられることを国等から認められた大学等)へ進学する前年度の住民税は離職前の収入を含めた年収をもとに課されるため、これをもとに支給額算定基準額を算定すると、学生等本人が進学のために離職することで世帯年収の減少が見込まれる場合、実態との乖離が生じることになります。

このため、学生等本人が確認大学等へ進学した日の前1年以内に離職した場合、その所得を選考に算入しない特例措置を適用することによって、経済的支援の公平性の確保を図ります。

なお、本特例措置の適用を受けても、生計維持者の所得の状況によっては支援対象とならない場合があります。

1. 特例措置の適用対象となる方

2025年度又は2024年度に確認大学等へ1年次として入学し、かつ入学した日の前1年以内に離職した学生等本人について、以下の要件を満たす場合が対象となります。

1年次 入学年度	要件
2025年度	以下のいずれかに該当すること。 ・2025年度大学等在学採用(春)又は2025年4月～9月に家計急変採用で給付奨学金を申し込む学生等本人に、2024年度(2023年1月～12月分)又は2025年度(2024年1月～12月分)の住民税が課されていること。 ・2025年度大学等在学採用(秋)又は2025年10月～2026年3月に家計急変採用で給付奨学金を申し込む学生等本人に、2025年度(2024年1月～12月)の住民税が課されていること。
2024年度	・2025年度大学等在学採用(春)又は2025年4月～9月に家計急変採用で給付奨学金を申し込む学生等本人に、2024年度(2023年1月～12月分)の住民税が課されていること。 (※)2025年度大学等在学採用(秋)又は2025年10月～2026年3月に家計急変採用で給付奨学金を申し込む場合は対象外です。

2. 申請方法

本機構のホームページに掲載している「進学前離職の特例措置に係る申請書」をダウンロードし、必要項目をすべて記入のうえ、次のいずれかの証明書類とともに在籍する学校へ提出してください。

- ・会社発行の離職(退職)証明書
- ・雇用保険被保険者離職票(写し)
- ・雇用保険受給資格者証(写し)
- ・退職日(離職)の記載がある源泉徴収票(写し)

◆ホームページ掲載場所◆

ホーム > 奨学金 > 申込みに関する手続き > 進学後に申し込む(在学採用) >

【2025年度大学等在学採用の給付奨学金にお申込みの学生等対象】

学生等本人の進学に伴う離職により世帯年収の減少が見込まれる場合の特例措置について

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/shingakumaerisyoku.html>



3. 書類提出期限

奨学金申込時の手続きとなるため、在籍する学校に確認してください。

【本件に関するお問い合わせ先】 独立行政法人日本学生支援機構 奨学金相談センター(ナビダイヤル)
電話: 0570-666-301(平日 9時00分～20時00分)

※大学院在学採用における本特例措置の詳細については、奨学金案内をご確認ください。

◆ホームページ掲載場所◆

ホーム > 奨学金 > 申込みに関する手続き > 進学後に申し込む(在学採用) >

在学採用の申込みのてびき(奨学金案内) > 大学院に在学中の方

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/in.html>

